

第 2 回 芦屋市社会福祉審議会（要旨）

| | | | |
|-------|-----------------------------|---|------|
| 日 時 | 平成23年12月1日(木) 10:00 ~ 11:50 | | |
| 会 場 | 市役所北館 2階 会議室 3 | | |
| 出 席 者 | 会長 | 中田 智恵海 | |
| | 委員 | 都村 尚子, 多田 梢, 畑中 俊彦, 中島かおり, 加納 多恵子, 森 幸子, 大嶋 三郎, 岡本 威 | |
| | 事務局 | 津村 直行 | |
| | 地域福祉課 | 寺本 慎児, 細井 洋海, 竹迫 留利子, 吉川 里香 | |
| | 高年福祉課 | 安達 昌宏, 永井 喜章, 木野 隆, 奥村 享央, 鯉川 敬子 | |
| 会議の公表 | 公 開 | 非公開 | 部分公開 |
| 傍聴者数 | 0人 | | |

1 開 会（事務局）

【委員会の成立について】

- ・開始時点で10人中8人の委員の出席により成立。10時20分に1人出席。

【委員会の傍聴について】

- ・本日の委員会も特に問題がなければ公開とし、傍聴については事務局で対応させていただきます。

【委員紹介】

【事務局紹介】

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）第6次芦屋すこやか長寿プラン2 1 中間まとめ（案）について

【資料確認】

【中間まとめ（案）を説明】

中田会長：説明ありがとうございました。ご意見ございますでしょうか。

確認ですが、添付用紙の5ページは、第3次と書いているところが、第4次ですね。

事務局(永井)：そのとおりです。また、後期が前期になります。それから図1となっているのが図3になります。

森委員：個人的ですが、私は20年間4人の親族の介護をずっとしてまいりました。そのうち2つの老人ホームを利用させていただき、そこで長く家族会の会長などをさせていただきました。介護保険が導入される前と導入された後の介護を実体験してきた経験から、なるほどというところもあれば実践に即していないと思うところもあります。もちろん個人的な事を話す場ではありませんのでそんな事は申し上げませんが、在宅のところで定期的に短時間に行なわれるという新しいサービスなんです、私自身、あるいはボランティアとしては市内のほとんどの老人施設にうちの連

絡会からボランティアを派遣させていただいています。短時間の定期巡回型訪問というのはだいたい1回につき30分くらいですか。

事務局(永井)：このイメージとしては、1日の中で、オムツ換えは20分で済む場合もございますし、身体介助にはもっと時間がかかる場合もあります。それをトータルでマネジメントしまして定期的に巡回してサービスするということなので、何分を何回というものではございません。

森委員：その満足度はどうですか。

事務局(永井)：これはまだモデル事業の段階です。これから取り入れる市がほとんどですので、まだ統計は出ていません。

森委員：親族が他市の高年福祉にも深く関わらせていただいていたのですが、やはり在宅にしても施設にしても高齢者の中で一番問題になったのは何か、またボランティアで対応できないものは何かというところと徘徊なんですね。夜間の徘徊が今の介護制度では解決できない事項だと思うんです。

例えば、今おっしゃっていただいたように30分ないしは40分、これはオムツ交換が主になっていると思うんです。そしたら例えば具体的な例で言うとお昼は家政婦さんやお手伝いさんが居ても、夜帰って1人になれば、門も全部閉めていても、この介護の人が帰った後の1時間の間に門を開けて、街を徘徊する。そして、身元が分からない状況で警察に保護されることが多々あると思います。実は、私も経験しており、それに対応できるようなシステムという24時間の見守りで施設しかないんですよ。私は、ボランティアとしてあるいは支援者として、また自分自身がサービスを受ける側の両方を経験した20年間から考えますと、やっぱり「特養」がもっとも公的支援が行き届いていると思います。しかし、実際に、喜楽苑でも300人待っておられます。エルホームももちろん同様です。両方に申し込んでいるかたもいらっしゃいますが。

芦屋市内に民間老人ホームがたくさんできていますね。値段が高い所からそうでない所まで。国の資金による支援体制が以前と変わってきていますので特別養護老人ホームをすぐに作るのはむずかしいと思うんですが、市内でせめてもう1箇所なり増やしていただくというような計画はどうでしょうか。

事務局(永井)：今回、地域密着型の施設を考えております。大規模になりますと芦屋市の場合、土地等の関係でなかなかむずかしいと思います。大規模ですと市外のかた・市内のかたも両方入れるという事で、地域密着型施設につきましては29床ですが、市内に住所を有するかたが原則入所できるという事で、そちらを考えております。今期中でもう1箇所、特養が開設される予定です。まだ先になりますが、次期につきましても2箇所の施設を考えております。

加納委員：今日の資料の5ページなんですが、いわゆる介護予防、これがまだ地域においては、目に見えていないように思います。

この図面の一番下の非該当というのは要支援1・2にも入らない元気なかたという意味なんですか。また、「地域支援事業」ですが、かなりの予算となっていますが、ここの要になっているのが地域包括支援センターかなと思うんです。西山手高齢者生活支援センターですが、ここで現在、介護予防の「さわやか体操」か「すこやか体操」は開かれていないんじゃないかと思うんですが。

事務局(永井)：介護予防の体操につきましては、例えば集会所などを利用して開いております。西山手にも委託しております、募集もしてございます。

加納委員：集会所事業の中でやってるんですか。

事務局(永井)：西山手では、毎週木曜日に開かれています。ただし、期間も人数も決まっています。

加納委員：最初はすごくたくさんのかたが行ってらしたんですよ。一旦やめて、また集会所とか木曜日だけになったんですかね。そしたらそれに代わるものは、例えば、西山手の地区は今具体的にはどこでしてるんですか。集会所って前田集会所ですか。

事務局(吉川)：「さわやか教室」「すこやか教室」につきましては、西山手の方でもしていただいておりますし、また三条憩いの家でも一般高齢者とよばれます地域のかたを対象に教室をさせていただいております。できるだけ地域に近いところで何箇所か開催をしております。同じところに継続して来られますとやはりメンバーのかたが固定してしまいますので、地域のかたをできるだけ優先的に入れていただくようにしております。同じかたが継続してというのは難しいんですが、会場が違えばまたそこで参加をしていただくという形で、三条の地区であれば三条憩いの家ですとか西山手の方でご参加をいただいているというのが現状でございます。

加納委員：その情報がうまく伝わっていないし、私達自身もあんまり情報を知らなかったもので、それがいわゆる「地域支援事業」なんですか。

事務局(吉川)：介護予防事業は地域支援事業の施策として行っております。

森委員：福祉センターの2階で行われている介護予防の運動もこれに入るんですか。

事務局(吉川)：介護予防センターで実施しております。そこで行っております教室も同様でございます。

森委員：介護予防センターは、すごくたくさんの方がいますね。

事務局(吉川)：はい、多いときは日に100人くらいのかたがご利用いただいております。ただ、先ほど加納委員がおっしゃられているように山手からは、交通の便の関係で利用が難しいこともあり、教室が終わられたかたが介護予防センターで自主的に運動していただけたらと考えております。地域的に通われるのが難しいかたがいらっしゃるという現状があるという事は認識しております。

それには、地域でのフォローが必要だという事で次期の計画では地域での自主的な活動ができるよう考えております。健康遊具が公園の方に設置されておりますので、そちらの方を使った自主的な介護予防も取り組んでいきたいと考えております。これにつきましては、お配りしております計画書93ページで住民主体の介護予防活動への支援という形で主体的に取り組んでいくグループの育成ですとか、身近な地域での自主的な活動ができる健康遊具のマップを作成して配布等して活用していただけるような取り組みを考えております。

加納委員：三条憩いの家にそんな運動器具は入りますか。

事務局(吉川)：そちらは椅子に座っての運動や簡単な小さなボードを使える手軽な教室ということで、大きな器具を置いて積極的な運動という事は難しいですが、家に帰ってもできるような運動をしていただいております。

加納委員：その申し込みはどこですればよろしいんですか。

事務局(吉川)：毎回「広報あしや」に募集時期を掲載して、三条憩いの家の募集でしたら介護予防センターで受付をさせていただいております。

中田会長：加納委員は民生児童委員の会長ですので、そこにやっぱり一番最初に情報が行くような仕組みも作っておかないと芦屋市民にはなかなか行き渡らないのではないかと思います。

加納委員：そういうことを地域で聞きます。三条の校区のコミュニティは進んでいる地区なんですけどね。

事務局(吉川)：参加されているかたには終わったあと、こういう所がありますよという事は当然お伝えしておりますが、地域住民のかた全体には、そういった情報が伝わっていないというのは、ワークショップの中でも「地域で自主的にできる教室があるというのを初めて知った」といったようなお声をいただいておりますので、そういった情報を集約しながら地区の担当である西山手高齢者生活支援センター等とも協力をして周知に努めていきたいと考えております。

森委員：健康遊具マップ、健康遊具というのは公園においてある背伸ばしベンチなんかも入っているんですか。公園にああいった物があるというのをご存知無いかたが多いと思います。

事務局(吉川)：只今、市内の健康遊具マップを作成中ございまして、できるだけ多くのかたに知っていただけて活用いただけるように考えております。

中田会長：ありがとうございます。努力をどうぞよろしくお願いします。

先ほどの「非該当」というのがよく分らないという事でしたが、これについてはいかがですか。

事務局(永井)：はい。「非該当」についてですが、要介護認定で「非該当」になられたかた、介護認定の申請を出されたけど、申請の結果、「非該当」になられたかたをいいます。

要支援1とか2の方も、次回の更新時には非該当になられたりというような場合があります。そういう場合も切れ目なくケアする為に今回の総合事業というのが創設されたというように理解をしています。

中田会長：よろしいですか。

加納委員：この調査の中で高齢者が災害時に不安だというようなところがいくつかあったんですけども、私たち民生委員は、その高齢者の中の一人暮らしと高齢者夫婦の情報を行政から4月にいただいております。それを元にしていかにその地域で活用していくかという事が民生委員にはとても責任が重いという立場になっております。

災害時の災害福祉マップ作り、これを社協の福祉推進委員・民生委員それから自主防災会、地域と合わせて福祉マップ作りを来年の1月、2月には完成させようとしています。社協の福祉委員会各9ブロックあるんですが、その福祉委員会で、今それぞれのブロックがマップ作りにも励んでおります。それはそれで、マップはできたらそれで終わりではないので、それをまたどのように地域で活用しそして自主防災訓練に活用していきます。例えば、高齢者のAさんにあなたの所はちゃんとマップに載っていますよと言っておりません。これは、あくまでも福祉関係者がマップを作っているだけで、そのかた自身に「大丈夫」という事は言ってないんですが、この調査を見てみたら不安なかたがこんなにたくさんいらっしゃるんだったら、社協で高齢者の集いなどの集まりのときに災害時の支援活動ということをお話していかなければならないかなと思っております。障がい者の部分も本当は一緒にそこに入れていきたいから待っているんです。社協は救援本部になり、災害を聞きますと責任を感じているんですが、そこへ個人情報保護もありますので、どうしても神経質になっています。今言いましたように高齢者に「あなたは大丈夫」、マップに入ってますというような事は言っておりません。それだけに不安というところの数値が多いんじゃないかなと気づきました。

事務局(安達)：今、加納委員がおっしゃることは重々承知しております。

ただ、あくまで個人情報やプライバシーが非常に大きな問題でして、今回の民生委

員さんの個人情報提供につきましても、個人情報保護審査会の中で必要最小限度の情報だけしか渡さないようにとの厳しい意見をいただいております。

民生委員さんの場合は、民生委員法の中でそういう守秘義務を謳っていますけれど、それでも情報には慎重にという事でございます。

ただ、我々としましては、災害時にいかに自力で避難できないかたを避難させる事をどうするかという事を考えております。先ほど申しましたように津波の想定訓練、その検証について防災安全課と我々保健福祉部局と検討会を近々開催してできるだけ避難のとき対応できるように考えていきたいと思っております。やはり、自治会とか自主防災会へ個人情報をなかなか出せる理由付けがむずかしく、それは芦屋市だけじゃなく、近隣各市でもそういう状況のようです。そのへんについてはもう少し慎重に、なにかできないかということを考えていきたいと思っております。

それともうひとつ、見守り不安解消につきましては民生委員さんの見守り活動以外で老人会でも見守りの活動もしておりますし、それらをうまくネットワーク的に網羅できないかという所も今回の計画の中で考えておりますので、できるだけ避難できないかたがないように進めていきたいと思っております。

ただ、我々保健福祉部局だけじゃなくて、やはり防災安全課や関係部署との連携が必要かと思っておりますのでその辺はまた協議してまいります。

加納委員：それでこないだの津波訓練のアンケートがありましたね。その結果を社協宛てでいいですから情報をいただきたいんですけど。

事務局(安達)：わかりました。我々の方から防災安全課に報告しておきます。

大嶋委員：私は老人クラブの会長をしてまして、芦屋で3,300人の高齢者の団体の長をしております。この第6次芦屋すこやか長寿プラン21は、「高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまち」にするというのが基本理念だということを謳っていますね。ということは、私どもの団体には大いに関係することです。

今全老連では、全国600万の老人会の会員をいかに介護保険のお世話にならないでいいようにするかを皆さんに指導していくことが全国的な運動になっておりまして、それが県老連・芦屋の老連にも支持されております。

私もできるだけ何かの行事の時には介護予防について老人会の人に意識していただくことが非常に大事じゃないかなと思っております。介護予防はどういう事であるかがまだ会員のみなさんは思っていないんですね。ちょっと具合が悪くなったら介護保険のお世話になればいいというような高齢者の人は居ると思っております。

それを一日でも元気に介護保険のお世話にならないでいいというようなものにもっていくためにどうしたらいいかという事が我々団体にも大きな課題になっております。

今説明された中で、施策としてたくさん介護保険からお金を使われている、それも介護予防のためにも莫大なお金が使われています。市も国も一緒と思うんですけど、予防のためにお金を使われているという事実・現実を高齢者を預かっている団体にアピールしてもらって、いかに介護保険の費用を抑えるかも一つの大きな課題じゃないかと思っております。具体的にそういう団体が芦屋にありますので、そこをタイプアップしてもっと大いに進めていただいたらいいというのが私の考えです。

現にスポーツ大会とか、新しい行事に取り組むとき、これは一つの介護予防であるんだということを皆さんが認識しながら参加して、高齢者もある時期になったら介護保険を使えばいいんだということにならないように、行政も知恵を出していただいたらと思っています。そういう事に対して私の方は大いに協力させていただき

たい。

老人クラブとしたら、それが今の社会に対するひとつの役目ではないかと考えております。介護予防にたくさんお金が使われている、もったいないな、どういうふうにして算定されてお使いになるのだろうか、我々の取組の方がよっぽど介護予防じゃないかと考えるんです。3,000人が一日元気であるという事がいかに介護予防になっているかという事を考えると、施策ばかりに目がいってしまうような感じがして仕方がないんです。

中田会長：ありがとうございます。

先ほど避難出来なかったという人が居ないように考えておりますとご答弁いただいたんですけど、危機感が薄いように思いますので、その方向性の速度を速めてといますか危機感をもってやっていただければなと思いました。

事務局(安達)：危機感は非常にあり、高齢化の進展と同じように持っています。先ほど言いましたように、陽光のL S Aの市営住宅でモデル事業を実施いたしまして、避難してくる家族のかたの認識として、この人は絶対寝たきりのかたがいるのに参加されなかったとかお聞きしましたので、いかに災害時に避難をしていく体制を作るというのは考えております。

中田会長：私が言いたかったのは個人情報保護なんですね。

個人情報を守るために避難できなくて死んでしまったとか、大怪我になってしまったとか人のリスクと個人情報を守らないこととか、ゆるやかにすることによって広報して助かる人が多くなった。

ただし、個人情報保護が守られなかったという危険性とどっちのリスクが高いかという事なんです。審議会では例えば個人情報保護は遵守するようにと厳しく言われているという事はよく分りますけど、そのへんの事は芦屋市として柔軟に考えるという事はいかがなのかというのが私の思いです。

民生委員にそれを知らせない事で、どれだけたくさんの方が危険にさらされるかという事を考えて欲しいと思います。

事務局(安達)：そのへんは同じ事を審査会で言いましたけど、委員さんからは、逆にかなり意見をいただきました。

加納委員：もっと危機感を持って「参加してください。」とお願いいただけたら良いと思います。高層住宅の地域の民生委員さんたちはどうしたらいいのという質問がありました。そういう人もたくさんおられるだろうと思います。次にどうするかいう事でそのアンケート調査結果を知りたいという事です。

中田会長：個人情報保護をどう扱うかというような事ももう少し検討していただきたい。その調査結果も明らかにされればそれが何らかの指針になるのではないかと思います。

事務局(安達)：わかりました。

森委員：私の主人の母が2級の身体障がい者で、もちろん高齢です。また、私の99歳で今年の春亡くなった母も2級の身体障害者手帳を持っていたんですが、住民票がありますのでアンケートが来ました。公開して良いかという内容ですが、出しても出さなくてもいいというような感じに受け取れました。絶対にこれを出していただかないと本当に大変な事になるんですよっていうところまで踏み込んでもいいんじゃないかなと思いました。

今の法律からすると、強制的に絶対返事しないとだめですよという事は勿論言えない事は十分承知しているのですが、災害時に情報公開してもいいですかというア

ンケート形式をいただくと慌てて出さなくてもいいかなと思っているうちに、ある日突然災害がやってきます。強制はできないかもしれないけれど情報公開しない、して欲しくないという事であれば、こうなるかもという脅迫になりますか。

事務局(津村)：これは芦屋の問題だけではございませんで、実は一昨日阪神間9市の部局長の会議がありました。その中でこの話題が出ました。担当している職員は現場におりますので実は痛いほどわかっております。他市でも問題になっておりますが、実際に名簿ができましても、行政としては、民生委員さんや大きな単位の代表者のかたぐらいまで名簿をお渡しするために、全て本人承諾をとっています。ただ、避難時に本当に対応する・個別に対応する避難計画をつくるとなるとやっぱり身近な人、近隣のかたが協力いただかないと救出避難というのができない。これは他市での話しですが、近隣のかたの協力に切り替えようと地元のかたに名簿をお出ししていいですかという、今度は承諾を取り下げるといふ人がかなりあったそうです。例えば、障がいをお持ちのかたは、民生委員さんにはいいけれどもお隣のかたにその情報だすのは嫌だといふかたが続出したそうです。そこはやはり本人の意向をまったく無視して進めるといふ事はできないといふ事もございました。

森委員：結果そういうかたが大きな被害にあわれると、また行政が非難されます。

加納委員：相談支援の事なんですが、高齢者のかたが呉川町の福祉センターに、ご自分で相談に行かれるケースというのは本当に少ないと思うんですね。特に、私の地区のかたはやっぱり市役所に行けば、そこで全てが解決できると言われる。

私たちは、そのつなぎとして聞いたり地域包括につないだりするんですが、高齢者のかたの相談支援のうち、福祉センターで相談を受けられるかたの数は実際のぐらいなのでしょうか。福祉センターの相談はほとんど障がい者だと思いませんか。障がいの関係のかたはとっても喜んでらっしゃると思えますが、高齢者はどの程度なのか、相談支援の仕組みづくりが今の方法で、はたして本当のサービスになっているのかなと思います。

中田会長：相談件数は、明らかになりますか。

例えば、69ページの権利擁護支援センターの相談の内訳を見ると7月から321件という事は1か月に34~5件かな、多いなと思うんですけど。

事務局(安達)：おっしゃるように権利擁護支援センターへの相談件数は69ページです。今おっしゃられていましたのは、62ページの高齢者生活支援センターの相談件数ですけれども、これは全市で4箇所の相談件数でございます。例えば、表19の介護保険のサービスに関する事でございましたら22年度3,489件、4つのセンター分ですので、4で割っていただいたらおおよその数になるかと思えます。ただ、我々も福祉センターに総合相談窓口を設けまして相談はそちらの方になり行かれるのじゃないかという予測はしていたんですが、精道圏域のかたが中心で、山手や潮見のかたはそれほど相談には来られていないという状況でございます。地域の中で、やはり包括支援センターが4箇所ありますのでそちらでの総合相談を周知していくべきかなと思っております。

中田会長：はい。ありがとうございます。でも市役所への直接の相談件数はどのぐらいですか？

事務局(安達)：ちょっと手元資料がございませんが、だいたい4~500件いただいていると思えます。やはり市民によりまして市役所の方が安心できるというかたもおられまして、まず、市役所にこられて、市で相談を受けたものを各地域包括支援センターへ連絡をさせていただいているという状況もございます。

加納委員：それはそれでいいんです。

事務局(安達)：せっかく福祉センターで社協さんにも入っていただいています。

地域包括と福祉センターと市役所との連携をもう少し密にしていくというのが課題でもあります。

中田会長：ここには、ハートフル福祉公社の相談等も入っているのですか。

事務局(安達)：はい、ハートフル福祉公社には精道の高齢者支援センターという事で地域包括をお願いしておりますので先ほどの中に入っております。

畑中委員：今聞いていまして、福祉センターの方で、当然ながら利便性の悪さが露呈していると思います。私たち議会としてもコミュニティバスの導入は求めていってるわけですが、そのへんはなかなか予算の問題もありますが、是非それは解決すべきだと思っています。阪急バスの協力をもっと得るとかそういう対応を行政に求めていかなければいけないというのは常日頃から感じております。今加納委員から出された問題解決はそれしかないなと私は思います。だから、いろんなところでコミュニティバスの必要性とかが出ているという事を真摯に受止められたら、当局側からもっと表にださないといけないだろうし、市民アンケートの中で絶対に必要だという事で予算をつけていくということがこの中に書かれているから、実現されるのかなと私は期待して見ているのですけれども、その点はどうですか。

事務局(津村)：高齢者福祉の立場としていいますと、外出支援を含め生活そのものの中で、交通の利便性は、委員のおっしゃるとおり否定ができるものではございませんし、福祉センターだけという問題ではなかるうと思います。高齢者という視点から見ますと、何らかのコミュニティバスになるのかどうかは別にしまして、交通手段が市内に張り巡らされるというのが、高齢化社会にとっては必要なことだろうと思います。

畑中委員：この前、ちょっと画期的な動きがあったのが、山手幹線にみなとバスが通って、夙川までいけるということになったことです。三条町は交通の便がなく、みなと観光の小さなバス、「くるくるバス」ということで灘の方でやられていますが、そういう導入をしたら良いのにと。そのへんのことをみなとバスと阪急バスの話し合いに行政が間に入ることで、高齢化の芦屋の街を助けるためにもっと話ができる。要は、芦屋の高齢化になっているこの現状でお年寄りの方々を守る施策を遂行しなければならない観点からの判断をされたら、導入すべきだという事になってくると思います。

また、私はたまたま芦屋カントリーのメンバーになっているので、理事長の方からどんどんバスを使えよという事で、この前、芦屋カントリーの一時間に2～3本グルグル回っているバスを芦屋病院の人たちが使えるようにできないかという協議もしてもらっています。そういう協力体制も取れる中なんだから行政がもっと力をもって。考える時代も終わったんです。

行動の時代に入っているんで直ぐに動いてください。考えていただいているのは十分理解していますので、「動く」という事を要望しておきたいと思います。

中田会長：ありがとうございました。

中島委員：バスの関係ですが、病院のバスと連携して今福祉センターにありますよね。とりあえずはあのバスをもう少し拡大していくという事は難しいんでしょうか。

事務局(津村)：おそらく、交通規制上の問題でしょう。例えば、阪急バス路線が走っている所にコミュニティバスを同じ路線に走らせるという事は認められない状況です。

中島委員：もう少し本数を増やすとか。日曜日とかできますか。

森委員：土・日は、特に福祉センターで行事が多いんですよね。

中島委員：ですから、それに併せてという事が考えられないのでしょうか。

事務局(津村)：私も、阪急バスに一度お邪魔させていただいたんですが、やはり企業ですからどれだけ使われるかたがいるのかその状況を見て検討させていただきませうというのが答えでした。バスの本数を増やしてくださいと言っても採算の問題でしょう。

加納委員：それはわかるんです。私バスしか使いませんから。そしたら1時間に2本でほんと、がら空きです。でも回数を増やせばもっとたくさん乗るかもわからない。1時間に2本しかないから余計乗らないというか。もっと強引に頼んで欲しいです。

森委員：病院バスが阪急芦屋川の所に止まれないのは阪急バスが無料の方に乗られたら自分の所に乗る人が少なくなるという反対があったからと聞いたように思いますが。

事務局(津村)：おっしゃるとおりです。今ご指摘の内容は十分わかるんですけど、一部福祉センターのところに病院バスが止まっていますが、阪急バスが譲歩しています。

森委員：一応病院バスの所には病院を利用する人に限るとは書いてないんですけど、駅と福祉センターだけの往復に乗っていいんですかというのが今の状態になっているような感じがするんです。

事務局(津村)：病院へ通院されるかただから乗られるかたはそうおっしゃっていただければと。だから、先ほど申し上げたように、阪急バスが一定譲歩されてるところもある事は事実なんですね。

中田会長：ありがとうございます。難しい問題を含んでいるようではございますけれども、直ぐには行動しがたい側面もあるという。畑中委員もよく分っておっしゃっているんだと思いますが。

畑中委員：はい。

中田会長：時間も迫ってきましたが、他に何かございませんでしょうか。

都村委員：各委員のお話を聞かせていただいて私もやっぱり一番大事なものはこれからの介護予防事業であり、介護予防事業関連であるという事は間違いないと思うんです。啓発については、ますます力を入れていただきたいと思うんですけども、権利擁護支援センターの働きの中で、色々な活動をなさっているということが69ページ等に記載しておりますが、専門職のかたへの人権や権利擁護に関する啓発というのはなさっているのかどうかというところを教えていただきたいです。

やはり相変わらずプロのかたによる軽々しい言葉による心理的虐待や、それに気づかないという事は相変わらずよく耳にすることなんですが、それも含めていかがでしょうか。

事務局(安達)：67ページに権利擁護のセンターの主な事業内容を6つあげております。芦屋市では平成18年の高齢者虐待防止法ができたときに高齢者権利擁護委員会を立ち上げまして、それからの流れでございます。その間に様々な実際にケアマネさんとか地域包括の課題とか整理した上で、こういうセンターが必要であるという事で立ち上げたものでございます。これにつきましては、全国でもたぶん芦屋が初めてだと思えます。今実際に行なっていますのが、権利擁護支援センターの職員が各地域包括にそれぞれ抱えてるケースにつきましてアドバイスをしたり、今後の支援について助言をしたりとそれぞれの専門職の意識付けやセミナーとか講座の中で

そういう専門職への権利擁護の認識を深める為の研修等を行なっております。今後もそういう形で進めていく予定でございます。

都村委員：という事は専門職対象のプログラムをなさっているという事ですね、既に。安心いたしました。もう1点だけ。地域密着型サービスの利用が、やっぱり利用者数がどうやらあがっていないというのは、施設が少ないんですよね。1つか2つという事でしょうかね。

加納委員：3つです。

都村委員：3つですか。先ほど喜楽苑さんのような大型の特別養護老人ホームの待機は300人以上おられるという数字をおっしゃっておられたんですけども、この地域密着型サービスの中でも小規模多機能型の施設は行政・国を挙げて鳴り物入りで理論的にも構築されて立ち上げられた施設にも関わらず、全国的に利用率は上がっていないし、利用率が上がらないから施設も作りたがらない。作っても潰れてしまうという事がどうやらおきているようです。

間違いなくこの介護予防と従来型の大型施設の間をつなぐ重要なサービスですし、本当にご利用者本人や家族からすれば大きい所入れた、そしたら安心、というお思いになると思いますが、実は小さい所で家の近所で馴染みの関係でロケーションダメージも防いでいて、本当にご本人にとってみれば、すばらしい施設であるにも関わらず、やっぱり増えないという事はもう少し行政が力をいれて、その情報が大事なんですよ・凄く良いサービスですよという事を啓発される必要があります。これをやろうとされている小さな団体があるとすれば、できるだけバックアップされるような体制をお作りいただかないとご本人・利用者にとってすばらしいという事を分ってもらえてないのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局(永井)：確かに小規模多機能型は、それ単体では採算が取れないという事で応募されるかたはまずないですね。

ですから私どもでは、例えばグループホームと合築するとか、有料老人ホームと合築するとかで、市内に建てる場合は、小規模多機能型を計画的に建てますけど、その際は必ず特養で申し込まれても小規模多機能も併せて合築してくださいよとお願いをしているところです。今度、山手圏域にできますが、そこも小規模特養と小規模多機能と合築してお願いしてまして、それも来年度中にはできる予定にはなっております。

都村委員：4箇所目という事ですか。それはいいことですね。

事務局(永井)：そうですね、四箇所目です。

あと利用者への啓発なんですけれども、それはやっぱりケアマネジャーさんにももっと啓発していく事が必要と思っております。

都村委員：本当にそれがとっても大事だと思いますので、是非引続き支えていただきたいと思っております。

中田会長：単体では採算がとれないという事はおかしいですよ。

事務局(永井)：介護報酬は、包括的なんですけど25人定員なんです。それで訪問介護とデイサービスとお泊りという事で、結構人数も人件費もかかる訳で、25人未満では採算が取れない。

中田会長：単体でも採算が取れないという所を改善していただくような仕組みをお願いしたいと思います。ありがとうございました。ほかにご意見おありでしょうか。

多田委員：先ほど老人会の会長がおっしゃったのに関連してるんですけど、この資料を見て介護保険の費用の10%ぐらいが介護予防に使われているというのにびっく

りました。

といいますのは、普通に介護予防のシステムでいろいろサービスを受けているかたが結構いらっしゃるんですね。買い物に行くのにお供を付けて行っているというような人も何人いらっしゃるみたいですね。そういう人にこの介護保険の保険料を使われるのはいかがなものかと思います。本当に「要支援の1と2」と、このぐらいまでにして、その下の部分はもっと老人会の方の活動を活発にさせていただいて、そういうかたを掘り起こして普通の活動のかたにまわして欲しいと思います。

中田会長：インフォーマルな支援に予算をもっとつぎ込んでということですね。

多田委員：そうです。本来の目的のために介護保険料を使っていただきたいと思います。もう少し縮小した方がいいんじゃないかと思っています。

中田会長：いろいろ出ましたけど、それでは、その他3について事務局からお願いします。

事務局(寺本)：今回、中間まとめを2回開催いたしまして、3つの計画の中間まとめの審議をしていただきました。続きまして、2月に今度はパブリックコメントを受けて素案ができてまいりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

中田会長：ありがとうございます。それでは、また皆様2月にお目にかかりたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。